

<処方変更に係る原則>

- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また、安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ・患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得たうえで変更する。

<疑義照会不要例> （ただし、麻薬、注射薬、吸入薬に関するものは除く）

① 成分名が同一の銘柄変更

例：ボナロン錠 35mg → フォサマック錠 35mg
アレンドロロン酸錠 35mg「日医工」

*先発品間でも可（但し薬剤料が同額以下の場合のみ）。

② 剤形の変更（安定性、利便性の向上のための変更に限る）

例：ビオフェルミン R 散 → ビオフェルミン R 錠
オルメテック OD 錠 20mg → オルメテック錠 20mg
ボナロン経口ゼリー → ボナロン錠 35mg

*用法用量が変わらない場合のみ可。

*抗腫瘍剤を除く

*軟膏→クリーム剤、クリーム剤→軟膏の変更は不可。

③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更（安定性、利便性の向上のための変更に限る）

例： 5mg 錠 1回2錠 → 10mg 1回1錠
10mg 錠 1回0.5錠 → 5mg 1回1錠

*適応症が変わる場合、疑義照会が必要です。

④ アドヒアランス等の理由により処方薬剤を半割や粉砕、混合すること、あるいはその逆（規格追加も含む）。ただし、抗悪性腫瘍剤を除く。

逆の例：（粉砕）カンデサルタン錠 8mg1.5錠 → カンデサルタン錠 8mg1錠
カンデサルタン錠 4mg1錠

- ⑤ 湿布薬や軟膏での規格変更に関すること（合計処方量が変わらない場合）
例：アドフィードパップ 40mg（7枚入り）×6袋
→ アドフィードパップ 40mg（6枚入り）×7袋
マイザー軟膏 0.05%(5g) 2本 → マイザー軟膏 0.05%(10g) 1本
- ⑥ 患者の希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付剤における、パップ剤→テープ剤、テープ剤→パップ剤への変更（成分が同じものに限る。枚数に関しても原則同じとする。）
例：ロキソニンパップ 100mg → ロキソニンテープ 100mg
- ⑦ 外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）口頭で指示されている場合に用法を追記すること（薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合）
例：（口頭で腰痛時に腰に貼付するよう指示があったと患者から聴取した場合）
アドフィードパップ 40mg（7枚入り）3袋 1日1回 → 1日1回 腰
*適用回数、適用部位、は添付文書に記載されている回数、部位の範囲内で行う。
- ⑧ 「1日おき服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）
例：（他の処方薬が30日分処方の時）
ファモチジンD錠 20mg 1錠 分1朝食後 隔日投与 30日分 → 15日分
- ⑨ 漢方薬、胃腸機能調整薬の用法を添付文書どおりの服用方法に変更（ただし、服用方法について口頭で指示されている場合を除く。）
*アドヒアランス等の向上を目的に服用方法が指示されていると考えられる場合には疑義照会を行う。